

平成30年 9月 3日

保護者のみなさまへ

松原市立松原第五中学校

校長 有藤 進一郎

台風などの災害発生時の登校・下校等の取り扱いについて

台風21号が接近していますが、台風や強風等の影響により、登下校時に各種警報が発令された場合の取り扱いをお知らせしますので、それぞれのご家庭で十分にご指導くださいますようお願いいたします。

記

1. 登校時に、大阪府下全域または南河内地区、松原市に「暴風警報」や「特別警報」が発令されている場合は、休校とします。なお、始業時（午前8時30分）までに「暴風警報」や「特別警報」が解除された場合は登校とし、始業時（午前8時30分）を過ぎて解除された場合はそのまま休校になります。（暴風警報、特別警報のどちらかが8:30を過ぎて出れば休校です。）

※ こんな問い合わせがよくあります。

「大雨警報」や「大雨洪水警報」が出ていますが、休校でしょうか。



「大雨警報」や「大雨洪水警報」だけでは休校になりません。

「暴風警報」や「特別警報」が出ている場合は休校になります。

2. 登校後に「暴風警報」や「特別警報」が発令された場合は、生徒の安全を考慮し、下校については状況を判断し、学校長が決定いたします。

3. 給食について

午前7時現在において「暴風警報」や「特別警報」が発令されている場合（解除時刻にかかわらず）学校給食は中止となります。

したがって

- ・ 午前7時前に「暴風警報」「特別警報」が解除された場合
……平常通りに授業があります。給食もあります。
- ・ 午前7時から午前8時30分までに「暴風警報」「特別警報」が解除された場合
……午前中だけの授業になります。給食はありません。
- ・ 午前8時30分を過ぎて「暴風警報」「特別警報」が解除された場合
……休校になります。

4. 台風による休校の場合3年生のチャレンジテストは6日に実施します。
3年の実力テストは7日10日、1・2年の実力テストは5日6日に変更になります。
詳しくは各学年の連絡をしっかりと聞いて下さい。

※台風接近の際は、テレビ・ラジオの報道に十分ご注意ください。